

§ 事業主の皆様へ

1. 国民健康保険に加入していた方が就職されたときや、従業員の家族の方が健康保険の被扶養者に認定されたときは、「健康保険・共済組合等 加入証明書」の発行をお願いします。

また、従業員の方には、必ず国民健康保険の手続きをされるよう、ご指導を併せてお願いします。

2. 記載上の注意

- (1) 「被扶養者」欄は、被扶養者として認定された場合に記入してください。

被保険者本人の資格取得の際に、被扶養者がある場合も記入してください。

なお、被扶養者の異動のみの場合でも、「保険者名」、「被保険者記号番号」、「保険者番号」および被保険者の「氏名」、「生年月日」欄は記入してください。

※不明な点は、従業員の方がお住いの市町村役場の国民健康保険担当課へ確認してください。

§ 被保険者の方へ

次の方は、14日以内に国民健康保険の届出をおこなってください。

1. 就職したときや健康保険の被扶養者に認定されたとき

国民健康保険に加入されていた方は、資格喪失の手続きが必要です。